

京都市立病院整備運営事業

「実施方針質問回答」に関する質問回答

No	ページ	該当箇所		質問	回答
		番号	別紙		
1	2	18		仮移転を含む引越し支援業務について、今後要求水準書(案)において公表すると思いますが、特に明記がないように思料いたします。どのように想定されてますでしょうか。	「要求水準書案1」p25、p30に記載のとおり、プロジェクトマネジメント業務の一部として、病院が行う引越しの計画立案、引越事業者の選定支援を業務としています。
2	2	22		新館整備後の移転引越し業務は、今後要求水準書(案)において公表すると思いますが、特に明記がないように思料いたします。どのように想定されてますでしょうか。	No.1を御参照ください。
3	3	54		健診に関わる医療スタッフ以外は配置を想定していないとのことですが、当該医療スタッフは何名配置予定でしょうか。また、配置時間帯をご教示ください。	あくまでも現状の配置人数ですが、医師は健診センター部長も含め他の診療科との兼務であり、専任は配置しておりません。看護師は3人で、配置時間帯は8時30分から17時15分までです。放射線技師は2～3人で、配置時間帯は8時30分から12時までです。臨床検査技師は3人～4人で、配置時間帯は1人は8時30分から17時15分までで、それ以外は8時30分から12時までです。
4	4	64		大規模修繕を除く修繕業務は対象とありますが、実施方針(変更版)には記載があるものの、業務要求水準書(案)には特に明記がないように思料いたします。どのように想定されてますでしょうか。	「実施方針(変更版)」に関する質問回答「No.1」を御参照ください。
5	4	74		新館開業前のリハーサル計画やリハーサルの実施については、要求水準書(案)に該当箇所がないように思われます。当該業務は市側業務との理解で宜しいでしょうか？	現時点では、病院業務と考えています。病院スタッフが行うリハーサルには、事業者のうち関係する方は参加していただくことを想定しています。
6	6	96		入札公告後の病院現場の見学会や説明会、既設本館の詳細な見学会、質疑回答及び対話などの機会の時期をご教示下さい。	現時点では、病院現場の見学会(=既存本館の詳細な見学会)は、平成21年4月頃、対話は平成21年5月以降に2回程度を想定しています。スケジュールの詳細については、今後、入札説明書等で公表します。
7	6	101		「参加資格確認を通過した応募者が複数存在する場合には、入札の前に予定価格を参加資格確認者に通知しております。」とのことですが、参加資格確認者が一者しかない場合は、予定価格の公表をして頂けないのでしょうか？ 病院PFI事業は運営業務・維持管理業務が多岐にわたるため、予定価格を開示頂いたうえで、予定価格を下回る事業コストで、求められる性能(要求水準)を満たす業務の質を確保することが重要となります。つきましては、参加資格確認者が一者の場合でも予定価格の通知をお願い出来ないでしょうか？ また、通知の時期は入札提案を進めるためにも可能な限り早い段階でお願い致します。	本市の先行PFI事例では、参加資格確認を通過した応募者が一者しかない場合は、予定価格の通知を行っておりません。本事業での取扱いは、入札公告時にお示しします。 なお、市会への説明のために一定の程度参考となり得る資料を提出しており、これについては提供可能です。
8	8	137		総合審査(第2次審査)とは別のヒアリングを予定しているとのことですが、総合審査とは別の評価基準があるのでしょうか。その評価基準(落札者決定基準)は入札公告時には公表されるのでしょうか。	現時点では、別の評価基準を設ける予定はありません。あくまで、提案書の不明点を確認するためのヒアリングを予定しています。今後の検討で、別の評価基準を設けることになれば、落札者決定基準書に記載します。
9	10	169		ヘリポートの設置に伴い、「救命救急センターを設置する予定はありません」とのことですが、ヘリポートの設置の主たる目的などをご教示下さい。	救命救急センターの設置は予定しておりませんが、救急部門の拡充を図ること、災害拠点病院としての機能を充実することから、ヘリコプターによる患者移送、物資の搬送をその主目的としています。
10	11	187		京都市消防局の事業については、「平成25年度の新館運用開始に併せて、運用を開始する予定です」とのことですが、どのような事業を予定されているのか、現時点で想定されている案をご教示ください。	救急救命士等の救急隊員が、より効率よく病院研修を受けることができる施設の整備等の事業を予定しています。
11	12	199		事業者が被害を最小限にとどめる努力をした場合は、一切負担なくともよいと理解してよろしいでしょうか。	現時点では、事業者が被害を最小限にとどめる努力をした場合でも、不可抗力事由の発生に起因して事業者に追加的費用が生じた場合は、1%程度は事業者負担とすることを想定しています。詳細については、今後、入札説明書等において公表します。
12	12	201		一定のレベル以上の急激なインフレ・デフレによる物価変動とありますが、「一定のレベル」の定義をご教示ください。	現時点では、3%程度を想定しています。詳細については、今後、入札説明書等において公表します。